#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『羅文居士病中一件留』解題・翻刻、下
Sub Title	
Author	神田, 正行(Kanda, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication	1997
year	
Jtitle	三田國文 No.26 (1997. 9) ,p.45- 68
JaLC DOI	10.14991/002.19970900-0045
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00296083-19970900-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 羅文居士病中一件留』 解題 刻、

# 神田正

行

### 解題(承前)

四

の死没後の事情をも詳しく書き留めているのである。と言えるが、馬琴は長兄の死をもって筆を擱くことはせず、そう題簽題は、前回紹介した本書の前半部分にこそ相応しいもの記録全体の丁度半ばにあたっている。故に「病中一件留」とい記録主体の丁度半ばにあたうが、『羅文居士病中一件留」(以下巧まざることではあろうが、『羅文居士病中一件留』(以下

執っていたようである。
書式にも不統一をきたしていることは既に触れた通りである。前半の記述は、何がしかの資料に整理を加えたものであることが明らかなので(本稿第三節参照)、体裁がより整っていることは当然とも言えよう。それに対して羅文死没後の記あることは当然とも言えよう。それに対して羅文死没後の記めることは明らかなので(本稿第三節参照)、体裁がより整つである。前半の記述は、何がしかの資料に整理を加えたものでじ、その書式にも不統一をきたしていることは既に触れた通りじ、その書式にも不統一をきたしていることは既に触れた通りである。

今回翻刻する後半部分には、

書式に大きな変化の見られる箇

下に簡単な考察を加えてみたい。上で、ある程度の示唆を与えてくれるものと思われるので、以上で、ある程度の示唆を与えてくれるものと思われるので、以所を二つ指摘し得る。これらは『一件留』の成立事情を考える

も、馬琴は十月十三日の前後に、ひとたび『一件留』の整理・天候が、墨筆をもって書されていること、あるいはこの日以降から筆写されたことを想像させるが、十月十五日以降の干支・書されている。これはある時点で、干支と天候が一括して他書書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十本書の巻頭から八十丁表まで(寛政十年八月十九日~十月十二日の前後に、ひとたび『一件留』の整理・

再読の機会を得たものと思しい。

の一方はもろくも崩れ去った。それのみならず、父親の一周忌て山口家における相続人・飯野斧右衛門が出奔、馬琴の目論見ことに対する、馬琴の安堵が感じられるのだが、翌年夏に至っ尾には、山口・柳生の両家内で長兄の名跡が立つ目処を付けたにもかなりの変化を見て取ることが出来る。前年の記述の最末にもかなりの変化を見て取ることが出来る。前年の記述の最末に、羅文死没の翌年・寛政十一年における二丁分の記述また、羅文死没の翌年・寛政十一年における二丁分の記述

|直後に、羅文の娘・蔦が病死してい . る。

百韻についての記述が一切見えていない。その理由としては、 てしまったことに対する馬琴の落胆が、何よりも大きく影響し 紙員の不足も想定できるであろうが、実質的に兄の名跡が絶え 周忌の模様や、それに伴って深光寺で興行された一周忌追善 そもそも 『一件留』 には、 当然記されていてしかるべき羅文

ていたに違いあるまい。

断は避けるべきであろう。 ける「一」の有無等、微妙な書式の変化が見て取れるので、 かも知れない。しかしこの二丁のうちにも、 めが密であり、あるいは蔦の死没後に一括して追加されたもの 寛政十一年中の記事は、 感情を交えることが少なく、 紙員の不足を予期したかのように字詰 至って淡々とした印象を受ける 各事項の冒頭にお 速

Ł 『一件留』の成立に関して、 次のようになる。 以上述べ来たった点を整理する

十一年の記事は、 たび締めくくられるはずであったと思われること。 ろうこと。(三)『一件留』の記録は寛政十年末をもって、 日の前後に、馬琴は『一件留』の整理・再読の機会を得たであ てまとめ直されたものであろうこと。(二) 寛政十年十月十三 (一) 羅文病中の記事は生の記録ではなく、 巻末の余紙に数次にわたって追加されたもの 羅文死没後に改め (四) 寛政 ひと

いとも呆気なく潰え去った。

妻が出奔し、五月に至って本人が逐電、山口家内の羅文名跡は 郎に蔦を娶らせる心積りであったらしい 十七丁)ことによって、羅文の名跡は三流を生じた。ちなみに 『一件留』の記述(九十四丁裏)によれば、 かたや「名跡と申斗」とされた飯野斧右衛門は、 馬琴は後々、 翌年正月に --- 46 -

して現存する。 ているが、ここに言う「此方親類書」は、 方親類書は、 書を差し出している。『一件留』のこの日の記事に、馬琴は「此 斧右衛門は寛政十年十二月十三日、 春に成差遣し候積に御座候」(九十丁裏)と記し 馬琴に対して自身の親類 「親類書遠類書」と

件留』はもとより、 『吾仏の記』巻一(八十三丁裏)に

Ļ١

奥書に「寛政十一\*年正月」

の年記と、「滝沢斧右衛門殿」と

う先方の名前が記された、この「親類書遠類書」について、

五.

記されているように、馬琴は当初、 羅文の上役・西田仙右衛

門の次男・千代吉を、亡兄の名跡養子に迎えようとしてい している(『一件留』八十二丁)。 かしこの算段は、羅文の主君・山口直良の変心によって頓挫

羅文名跡を志願した飯野斧右衛門に、馬琴がこれを許した(八 妹・秀(旧名蘭)であり、羅文にとって房五郎は甥にあたる。 丁表)一方、十一月四日には柳生但馬守家臣・鈴木三太夫誉義 児・蔦をひき取り、乳母を置いて養育する(『一件留』六十七 更に十二月五日、 をまとめている (八十三丁表)。鈴木三太夫の妻は馬琴兄弟 と、その次男房五郎に、柳生家内で羅文名跡を立てさせる相談 これと前後して馬琴は九月十日、未亡人のお添から亡兄の遺 極めて打算的な目論見から、 山口家に における

に際して、馬琴が取り戻したものであることが知られる。 遠類書」はひとたび斧右衛門に差し出されたものの、同人義絶取復しつゝ、義絶してけり」(八十六丁裏)とあって、「親類書ものに保とらして、滝沢の家の親戚姓名貼と、伯兄の位牌等を転じると、巻一の中に「やがて斧右衛門をは、その親族なるを転じると、巻一の中に「やがて斧右衛門をは、その親族なる「一件留」には触れるところがない。そこで『吾仏の記』に眼

のという(『吾仏の記』巻一・八十八丁表)。 で関章されているが、夫と娘に相次いで先立たれた未亡人のお満ちている。屢述してきたように、『一件留』は蔦の死を記して、羅文の血筋が断絶した。「寛政十一『年十月十三日絶毫」して、羅文の血筋が断絶した。「寛政十一『左十月十三日絶毫」と、これで八月十四日、元来病弱であった羅文の遺児・蔦が頓死のという(『吾仏の記』巻一・八十八丁表)。

(九十一丁表)とあるように、十丁までは羅文、十一丁以下は留」に「是は臺右衛門様御認かけ置被成候を、我等書次き申候上天理図書館滝沢家寄託書「滝沢家々譜案文」(馬琴琴嶺等遺長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀なくされるが、文化二年七月、房五郎は山口家家臣・岡嶋氏の名長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀な長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀な長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀な長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀なくされるが、文化二年七月、房五郎は山口家家臣・岡嶋氏の名長である三太夫が幽閉の末に没して以後、一家は流浪を余儀なくされる。

馬琴の筆跡である。

馬琴にとって、羅文の「御存生之御宿志」でもあったのである。件留』の中にも露呈されているが、血筋の存続と家系の穿鑿はの矜持を支えた、家系に対する強烈な意識と執着は、既に『一の「馬琴的完成」が『吾仏の記』であるとされた。馬琴後半生木村三四吾氏は「馬琴の本箱」において、この「羅文稿家譜」

- (1) この追善百韻は、句文集『笠の露』(早大図書館曲亭叢書一〇九(1) この追善百韻は、句文集『笠の露』(早大図書館曲亭叢書一〇九
- にい。 氏「瀧澤家寄託書類目録」(ピブリア38、昭和43・3)を参照され(2) 天理図書館滝沢家寄託書、馬琴琴嶺等遺筆遺品之部32。金子和正
- 九十五丁表)。 二十七日に馬琴から斧右衛門に譲られたものであった(『一件留』 (3) 前回解題注2に同じ。引用中に見える「伯兄の位牌」は、十二日
- (4) 羅文三回忌追善の十百韻『夢の秋』(寛政十二年八月)の表題は、(4) 羅文三回忌追善の十百韻『夢の秋』(寛政十二年八月)の表題は、
- (5) 三太夫・房五郎父子に託された羅文遺品は、『一件留』九十丁裏(5) 三太夫・房五郎父子に託された羅文遺品之部8)として現存する。以下に列記されている。右遺品中、馬琴が苦心の末に亡兄の主家・山口家から取り戻した「波の鍔の両刀」に添付された証文二通は、「一件留」の中にも写されているが、天理図書館滝沢家寄託書の中に、「腰物一件証文」(馬琴琴嶺等遺筆遺品之部8)として現存する。

#### 凡例

裏から最終丁(後表紙封面)までを翻刻紹介する。・前回(本誌第二十四号。平成8・12)に引き続き、四十七丁

だし、前回翻刻箇所との記述形式の相違から、次の点において、・本文に加えた改変に関しては、前回凡例を参照されたい。た

部改変の要領を改めた。

跡も見えなくなる。 は干支標記が墨筆となり、朱筆による合点や加筆訂正の に、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以 は、一々断ることをしなかった。ちなみに十月十五日以

恕願いたい。 お願いたい。 お文中、細字・割書・傍記は〔〕に囲んで示し、その点、形式に不統一を生じたが、ご寛と著しく原態を損する筋所においては、右の如き操作を施すした覚え書に類する箇所においては、右の如き操作を施すいずれであるかを明記した。ただし、金高や人名等を列記いずれであるかを明記した。ただし、金の(カ)本文中、細字・割書・傍記は〔〕に囲んで示し、その(カ)本文中、細字・割書・傍記は〔〕に囲んで示し、その

(かんだ まさゆき)予定が大幅に遅延したことを深くお詫び申し上げる次第である。氏と天理図書館の各位に、重ねて謝意を表すると共に、掲載の氏と天理図書館の各位に、重ねて謝意を表すると共に、掲載の

### 本文 (承前)

## ○ △ 十三日 辰晴

(47ウ)

(47ウ)

(47ウ)

(47ウ)

#### 奉願候覚

寛政十〔細字・午〕年

八月十二日 瀧沢臺右衛門

西田仙右衛門殿

堀越門助殿田口久吾殿田口久吾殿

一、田口久吾殿、若黨、	一 小生 三 解 優 家 遠山 傳 左 衛門 殿	一、鈴木三太夫殿、右同断。	一 語等編纂   松居藤左衛門殿 一、伊藤文之進殿、鎗挟箱若樹	此外に、 一、清右衛門、草履取挟箱に西	は何之沙汰も無之、其後文通も無之候。	に付、難参候間、追而可被参旨申来候。清兵衛殿 (4)オ)より 一、若黨、草履取、鎗挟箱輿均	右之通しらせ遣申候。四郎右衛門殿には、嫡孫貞五郎殿大病   信仰被成候稲葉山の地蔵の細	一 繁素の産業を 関 長沢忠兵衛殿 御きせる、たばこ、俳諧の懐	一種素が出ています。 とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	一 (	一 同所御船蔵御舟手同心 同 兼子清兵衛殿 小頭字八殿手傳被申候。	一 い	一 右同断 お添殿里 山田平兵衛殿 一、輿之儀并入棺之儀、仙右衛	【従弟 同文之進殿 一、四ツ時頃お秀参り申候。 豆	一 『思羅羅》	宗書のは別段漢な開方より文遣に呼じ道と自然。 勇遠羅文居士と認参り候。 女	一 繁煌	右之届相済候に付、即刻處々へしらせ遣申候。(48ウ) 候。是は二十年来之御俳名に	八月十三日        田口久吾    且戒名え羅文と申二字を加え	此段御届申上候。以上。  一、送葬は今十三日七ツ時と相	瀧沢臺右衛門儀養生不相叶、昨十二日夜病死仕候。依之(一行空白)	覚み、しらせの手紙差遣申候。	出被申候。	右之願書無相違御請取被成候に付、即刻久吾殿より病死届差   此人々は年来俳諧之友とて、
口久吾殿、若黨、草履取召連供被致候。此外出入之町人	<u>ウ)                                    </u>		滕文之進殿、鎗挟箱若黨、草履取召つれ供被致候。	石衛門、草履取挟箱に而供いたし候。			信仰被成候稲葉山の地蔵の御影入遣申候。	せる、たばこ、俳諧の懐紙、観音之御影二枚、御病中御	、壱番之瓶え御遺骸相納申候。尤まつこうにて清申候。内え	刻被参居候所化、則こうぞりいたし候。(50オ)	于八殿手傳被申候。	申来候に付、宅に而入棺もいたし候。尤清右衛門入棺いたし、	之儀并入棺之儀、仙右衛門殿迄相願候所、 其通に可仕旨	ツ時頃お秀参り申候。房五郎同道候。	し、送葬之節先供被致候。	維文居士と認参り候。右之所化は直に留置、終日御回向	<b>産斗候而申遣候。無程回向之所化参り法号持参、 深誉</b>	候。是は二十年来之御俳名にて人も存居候故、臺右衛門様思	且戒名え羅文と申二字を加入致被呉候様に和尚へたのみ遣申	、送葬は今十三日七ツ時と相極、其段深光寺へ申(49ウ)遺候。	至白)	しらせの手紙差遣申候。		々は年来俳諧之友とて、別而御懇意に被成候仁に付、乍

右三軒より参り申候	一 つくいも 一盆	一、半平殿より外姑被参候。尤一宿いたされ候。一、おひで、房五郎同道に而参り申候。尤一宿いたし候。
(有馬や与惣兵衛		
一中村や惣右衛門	一 干菓子 二重	~「ヨ」刃ご日逮友こ寸茶友ゝここ、寿戸世舌こ戈桑人々え辰(~十七日)申晴(5ウ)
(程)	御	申
	(以下頭書)	類中よりも兎角世話行届兼候間、万事清右衛門一存に而可然
<b>権右衛門子供より</b>	一 あわ雪とうふ 大一重	一、今日養子之儀内々相談致し候へとも、決着不致候。諸々親
深光寺	一 長せんこう 五わ	一、此節清右衛門日々参、万事世話いたし候。
同人姉松平玄竇頭様	一 柿 三十	今日お秀帰り申候。尤[初]七日逮夜に又々参り候筈。
おきのとの同人親類	一 せんこう 五わ	○△十四日 巳雨[夕方]雷
田口久吾殿	一 茶 角袋小二	一、今晩お秀、房五郎、平兵衛殿養母止宿いたし候。
**中村平四郎殿	ー あふらあけ 小一重	五十文差遣申候。
	一 さつまいも 一盆	一、松右衛門え弐百文とらせ申候。[穴]堀之男へ別段に酒代
遠山伝左衛門殿	一 茶 小袋二	町人中へ差出、所化衆へも遣し申候。
豊田治右衛門殿	一 かしはもち 小一重	一、まんじう、いまさか餅百程寺へ持参、送葬に立候(51オ)
松居藤左衛門殿	一 いまさか餅 小一重	し候。<但跡拂は後性院を招申候。百文一升被遺候。
(52 オ)		一、七ツ時出棺いたし、日暮頃法事相済、暮六ツ時過帰宅いた
長沢忠兵衛殿	一 銀三匁壱分	一、お百、子供三人召連勤いたし候。
永田ばしおもせ様	一 銀三匁	一、葬礼前、仙右衛門殿拝に被参候。
鈴木三太夫殿	一 野菜料金二朱	留被致候。
山田平兵衛殿	一 金弐朱	一、山田平兵衛殿風邪之由に而、同人養母悔に被参、一両日逗
伊藤半平殿	一・せんへい一袋	十五人に御座候。
被下候。一統難有御礼申上候。 殿様より久吾殿を以、回向料として	一 金三分	町人十一人、以上十三人寺迄参り申候。送礼之供人数以上三
	一、今日處々音物、左之通。	弐人〔割書・大和屋清兵へ いせや喜七〕、清右衛門懇意之

た見立遣し申度候。お添殿御存寄も、兎角里へ御帰り被成度出者方より否可申様無之候へ共、相續之儀は幼年之養子おつ門申候は、お添殿御儀は其御親類方思召も可有之儀に候へは、一、今日山田平兵衛殿悔に被参、跡々之儀も及相談候。清右衛

事は清右衛門方え引とり養育可仕候。忰鎮五郎を里に出し、に於ては、お蔦迄御世話かけ候もあまり心なく候間、おつた又々御相談も可有之儀と存候。お添殿其御方へ御引取被成候由被仰聞候。尤御とし若之儀にも有之候間、先へ寄候而は、

談いたし御挨拶可仕候と被申、帰り被申候。被申候、委細御尤に奉存候。猶又おそえ、生田并親類とも相、人残し置、臺右衛門存念をも遂申度よし申候へは、平兵衛殿儀は兎角思召次第に御座候へとも、女子なからおつた儀は跡々おつたを妻に育させ可申哉とも存候。勿論おそえ殿(55オ)御

手向呉候へとて持参被致候。八郎殿〔細字・雪碇〕、清右衛門方迄悔に被参、追悼之發句「仰殿〔細字・蘇山〕、遠山傳左衛門殿も悔に被参候。吉岡定一、松居藤左衛門殿〔細字・自得〕悔に被参候。其後豊田治右

かけ合置申候。其後も清右衛門又々参り、お秀へ何角之事相は、随分相談可致旨被申候に付、其義も追而相談いたし度旨、かたく候間、柳生様御屋敷中にて臺右衛門様御名蹟継せ候儀五郎を養子に致度相談に及ひ候へとも、(55ウ)他家へは出し、今夕方、清右衛門三太夫殿へ相談に参り申候。右は二男房

右衛門殿二男千代吉殿、當年(56オ)十一才に相成、弐両壱人臺右衛門様御入懇之人と申、殊に深切之人に御座候間、右仙年に付、其儀相願かたく候に付、同役西田仙右衛門殿儀は、一、相續養子之儀、忰鎮五郎をと存候得とも、いまたあまり幼

人いせや喜七を以被申込候得とも、堅断申候。其外同家中よも先達而高橋半右衛門殿よりも養子に貰申度よし、出入之町度、久吾殿を以内々申込候處、仙右衛門被申候は、千代吉儀扶持被下候而、御伽勤被居候。此千代吉殿を養子にいたし申

- \*\*\*・ハウルン・ホイン・、 \*\*\*・プロゴをヨばられる後にすいまりも可被成候へ共、右体之儀に而早速御挨拶もいたしかた断に及候。臺右衛門殿入懇と申、當時差かゝり候儀に而御こ

り申込候輩有之候得とも、いつれ他をかせがせ申度存寄に付

和へ撿見に發足被致候に付、殊之外取込に候間、追而帰府之へ共、右同様之挨拶に御座候。其上近々仙右衛門殿御知行大衛門両度迄仙右衛門殿宅へ参り、養子之儀相たのみ(56ウ)候く候。いつれとくと勘弁之上、挨拶可申旨被申候。其後清右

後相談にいたし度旨被申聞候間、無是非其儘に打過申候。

しく、仙右衛門帰府後ゆる~~願候様にと被 仰候由御座候。申ましく候。いつれ仙右衛門出立前願書等差出候儀にも及ま之娘見立遣し度存寄に可有之候へは、あへて差急き候にも及。 殿様被仰候は、何も存寄は無之候へとも、いづれ幼年門殿被申候に付、久吾殿御内々に而思召も有之哉之旨奉伺候門殿被申候に付、殿様にも思召も有之候哉[の]様に仙右衛

候。いづれお添事は平兵衛殿方へ引とり申度候。夫に付、お、平兵衛殿其後被参候。先日清右衛門[申候]旨、一統尤に存

居世話いたし候。

宇八殿妻、

今日ぎり

にて帰し申

候。

お

きく事

は

Ų,

また参り

れ候間、 て申度よし申聞候。 た養育手当之義は、 つた事いまた乳もはなれ不申儀に候へは、一両年はお添そた 猶追々相談可致旨申置候! 是又尤之儀に付、 養子相極候上に而相談も可有之哉に申さ 左様可致と存候。 おつ

、一体臺右衛門様、 程御煩被成、又候去巳年十一月おつた出生いたし候。 被成、 打つゝき御物入のみ多く被成御座候に付、 死いたし候。近年御病身に被為入候上、 翌年正月お添殿流産いたされ、其前々年寛政四年七月御類焼 様思召に不應え(57ウ)候に付、 御家中崎山伊惣治と申仁へ御片付被成候。然に先方臺右衛門 天明五年御浪人中 久吾殿方へ御片付被遣、 [殿]再縁被成被遣候。前年初右衛門様御病死被成、おきく事際 同七年八月晦日お清出生いたし、翌年正月疱瘡之上病 御母公様被成御死去、 打續御不如意に被成御座候其訳は、 其[後]寛政五丑年お添殿御引取被成、 翌年離縁被成、 前年浮腫に而一ケ年 必至と御困窮被成 翌年おひで事田 鈴木三太夫 ケ様に 先年

、尊父運兵衛樣御秘蔵之大小一腰 病死被成候に付、 儀も打續不如意に付不及力、 御苦労に被成、清右衛門えも御相談被成候へとも、 づられ被成候。右御不如意に付、無據質物に御入置被成候處、 生之御心願を継、 し被成、右大小は !右衛門殿迄書付にて申入置候。 〔細字・午〕正月 上より金七両弐分御拝借被成、御請戻 御病中其儀は何とも不被仰候へとも、 追而右大小申請度清右衛門心願に付 殿様御納戸へ御預け置被成候由、 其儘に而打過申候。然に此度御 御母公様より(58オ)御ゆ 清右衛門

> 御拝借金證文下書、 證文之写。(58ウ 臺右衛門様御自筆にて御書物入に有之

誓事

一、金七両弐分也

為後日仍如件。(59オ) は、 ケ年賦に上納可仕旨、奉畏候。尤急御入用之儀有之候節 奉存候。返納之儀は壱ケ年金弐両弐分宛、 慥奉請取候。誠以莫大之 御厚恩御慈悲之程、 右は無據拙者入用之儀有之、借用之儀貴様え及御相談候 御内々達 仰渡次第、不残調達上納可仕旨、 御聴 思召を以極御内々拝借被 瀧沢臺右 来る申年迄言 是又奉畏候 難有仕合 仰付

寛政十〔細字・午〕 年正月

西田仙右衛門殿

清右衛門より仙右衛門殿え差出候書付写。

御内々以書付申上候覚

懇之臺右衛門家名御取立と被思召、 吾え申談置候。 偏に奉願候。右に付、 此度不慮に病死仕、 折々御噂申聞、於〔細字・私共〕 高恩は不及申[上]尊公様御陰故と、臺右衛門存生之砌も 成下候に付、 臺右衛門儀、 | 何分跡目相續(59ウ)之儀も尊公様御引立御世話之段| 段々不存寄結構被 年来御深切御懇意に被成下、萬事御引立被 同人方より御内意可奉伺候間、 いまた相續之忰も無之候仕合に御座 養子之儀親類共相談之上、委細久 難有仕合奉存候。 召仕 可然御賢慮之上、御 上々様莫大之御

承知被下候様奉願候。

将又別段御内々奉願候訳は、

安心仕、 年之間上納仕、其上に而右大小奉申請候様被成下、 置、右金高七両弐分は御給金之節、金壱両弐分つゝ三ケ 候故、 候私身分にも御座候 慨之至可奉申上様も無御座候。 請世話仕候儀にも御座候へは、 身分と申、殊に此節臺右衛門方前後之物入等、私壱人引 心斗は奉存候へ共、 之儀に御座候得は、臺右衛門志願を相継、金子皆納仕度 仕呉候へと申付置候。右体年来心かゝりに相成居候大小 とも金子上納仕、 万一(60ウ)之儀御座候共、早速尊公様え願置、少々宛成 事私へ物語仕候砌、右大小之儀申出、此度病気快方不仕、 大病に罷成、當月七日八日両日は少々病体快方に而、 去冬尊公様格別之取成を以右大小請戻、則 に御座候。然候處段々年数も相重り、利金も加金仕候間 力之儀も仕兼心痛のみ仕、両人此儀申出候而は嘆申候事 打續不仕合之上厄介多に罷成、 請戻、本郷邊質屋へ預け替申候。 付不及力、先年質物に入置候處、 先祖相傳之大小所持仕来候。 に奉願候。 難有仕合と毎度御噂申出候。然候處、 皆納之刻右大小私え御下け被(61オ) 何卒請戻度旨折々私えも相談仕候へ共、 難有旨私え早速風聴仕、於〔細字・私共〕 願之通御聞済被成下候は 皆納之節申請、 前書申上候通 へは、 年々金子調達次第少々宛上納 右は臺右衛門打續不如 高金之儀(60オ)と申 誠に心外に不及[力]、感 所詮一度に上納も相成兼 右は家宝之品 先祖傳来之品不失様に 尊公様御世話 當時極々不如意之私 > 、此度臺右衛門 被成下候樣 生前之大慶此 御上え奉預 にも御 安堵 意 萬

> 申置候儀と申、懸意御憐愍、 度奉存候。 納仕置候哉、 上有之間敷奉存候。 済]被成下候様、 寛政十〔細字・午〕年八月 臺右衛門兼而咄置候へ共、 此段幾重にも御取成を以、 其節愁傷に取紛、 御取成偏に奉願候。 勿論去暮より御給金に而 格別之尊慮を以願之通御聞 承り置不申候。 當時にては都合金何 臺右衛門実弟 以上。 前文臺右衛門病中 Ŀ 蒳 乍序奉伺 仕 候段

瀧沢清右衛門

印

61 ウ

西

仙

右衛門様

事故、 たし候。 其後仙右衛門殿被申候、 打捨置申候。金高之儀は御覚之通に候。去冬少々都合 此儀拙者方より御咄可申と存居候へ共、 此間被差出候書付之段、 委細承知い いまた不達

申候に付、忝仕合に奉存候旨申、帰り申候。 懸御目可申候。御皆納之節大小御引渡[申]儀は相違無之段被 金六両壱分也。臺右衛門殿自筆之證文、 請取帳も有之、

異母兄弟

、此節お添殿被申候は、平兵衛方里とは申なから、 に御座候。 併臺右衛門様是迄相應の御宛行に被成御座候てさへ、 申聞候。 様被申候。尤実母生田殿にも左様被致度よしに御座候 も當御屋敷御長屋に罷在、 連永々厄介に成居候も(62オ)難渋に被存候。 にて義理も有之、其上平兵衛養母は他人之儀に付、 依之清右衛門申候は、 然に幼年之養子いたし小給に相成、 おつた育申度候間、 御貞節之段於拙者も歓入候。 何卒一 其段取斗呉候 親子三人くら 畳敷成と おつた召 御困窮 被

にて中々御取續も難成候。

後々にて必至と御苓落被成候を

追而

上納は當三月壱両壱分相済、

不宜候間、當春に相成候間、

相談決着不仕候。

相談決着不仕候。

相談決着不仕候。

本にいたし候も、臺右衛門様御歓も被成ましく候。所詮平兵本にいたし候も、臺右衛門様御歓も被成ましく破存候[で]、西角中候。然共おつたを手前にて育可申候間、生田殿とも御相談被成可然旨可仕候間、此儀は御案し被成ましく候。坪鎮五郎を里に出し、可仕候間、此儀は御案し被成ましく候。好談中兵本にいたし候も、臺右衛門様御歓も被成ましく候。所詮平兵本にいたし候も、臺右衛門様御歓も被成ましく候。所詮平兵本にいたし候も、臺右衛門様御歓も被成ましく候。所詮平兵

見受候も心くるしく、又御とし若之儀にも候へは、

左様に埋

○ ○ 廿三日 寅の日晴 村設決着不任修

今日左之通久吾殿を以被申渡候。(63オ)昨廿二日、四人之同役人より扶助米之願差出し被呉候に付、

瀧沢臺右衛門

妻

娘

八月廿三日

上候。 右御書付、久吾殿持参被致候に付、一統難有旨(63ウ)御礼申

◇ヨニヒヨこ寸、墓参っとし矣。○△廿五日 辰の日曇昼より雨

、臺右衛門様御認被成候反古、昨今取集め置申候。骨柳に二し候。木挽丁より使参り候。但芋一盆参り候。今日二七日に付、墓参いたし候。お添殿、おつたも参詣いた

留文通迄、叮嚀に御仕廻置被成候御気性故、用不用とも書付清右衛門見分候積に而、一ツにからげ置申候。一体仮初の書ツ程有之候。俗用之書付并俳諧之御書置等夥しく有之、追而

多分有之候。

志を遂可申と半平殿へ承候處、多用に付いまたうつしかゝり相済不申内に御病死被成候に付、何とぞうつし置御存生之御當六月半平殿え御たのみ御うつさせ被成候處、いまたうつし當六月半平殿え御たのみ御うつさせ被成候處、いまたうつし常大に御かし置被成候儀と奉存候へ共、先方相分り不申候。是は人に御かし置被成候儀と奉存候へ共、先方相分り不申候。

積にかけ合申候。(64ウ) 貰申候。細字に而弐百枚之紙員に付、来末春迄うつしとり候不申候由に付、則とり戻し、小川町狐遊子へ相たのみうつし

殿へ返却いたし候。 右衛門え為御見被成、則清右衛門方に有之候間、右之本半平一、土御門東行話説と申本、伊藤半平殿[より]御かり被成、清

候に付、帰し可申存、其段平兵衛殿へ申遣候に付、被参候。、此間より平兵衛殿養母被参居候。右はおきく事久々参り居

) < 九月二日

亥の日曇

、此節お添殿身分相談、やう~~決着いたし、糀町え帰参被しうとめ〔朱傍書・久吾殿母〕四人も参詣被致候よし。三七夜に付、墓参いたし候。お添殿、おつた并おきく、同人

け合に被参候。実母幾田殿も清右衛門方へ被参、其段被頼候とり候筈に相談いたし候。此義に付、度々平兵衛殿よりもか致奉公いたし度旨に付、則(65オ)おつた事は清右衛門方へ引

間 鎮五郎里子差出し可申と、 處々里の口相尋候處、 里の口

、先月廿六日、 も無之、少々故障も有之、無是非乳母おき候積にいたし 仙右衛門殿御知行へ發足被致候。

) < 九月九日 門殿、松居氏、豊田氏へも其後礼に参り候。(65ウ) 清右衛門忌明に付、御家中処々へ礼に罷出申候。遠山傳左衛 午の日曇夜前より風

参詣いたし候。 今日四七日に付、 墓参いたし候。お添殿、おつた、 お菊同断

、平兵衛殿養母、一両日已前にかへられ候。又々月見後に被 参候筈に御座候。 其間はおきく参り居致世話候。

、昨八日、乳母目見へ参候間、弥召抱候積にいたし候。 證文いたし度旨、先日平兵衛殿えかけ合置候。今日序に付、 無之候哉、為念申遣候。且追而相談被仰付候後、双方為取替 付、平兵衛殿へ文通に而其段申遣、 右下書も差遣候處、承知之旨返事申来候。左之通。(66オ) 御手紙拝見仕候。秋冷相募候へ共、弥御清栄被成御座、 弥先日相談之後に、 相違

得貴 候間、 御咄之案文二通御見せ被下、何の存寄も無之御同意に存 相極候よし、先は御安心之御儀、 承知仕候。彼是御心遣ひ之御事共難申尽候。且乳母も弥 及御相談候堀留一件之儀に付、 珍重奉存候。然は先日は参上寛々得貴意大慶仕候。其節 に而罷出居 《意万々可申上候。 任仰一通は留置、 殊之外取込罷在、 當番中に而、 一通は返却仕候。尤今日は當番 委細御細書被仰下候段、 巨細不及貴報候間 御同意奉存候。 麁紙乱筆御用捨可 。且其砌

(66ウ)被下候。以上。

、今日お添殿、おつた、おきく、

平兵衛殿養母、

墓参被致候。

相極申候。九月に付、當月は雇分にいたし、 門方へ引とり申候。尤半ちゝにて給金三両、仕着せ代弐分に 右之通申来候。右に付、翌十日乳母引越、 瀧沢清右衛門様 夕方前つた清右衛 外に金一分差遣 苗 平兵衛

申候[由]。夕方清右衛門方へも一寸被参、今朝文通の挨拶い し、十月よりの極に而取かへ壱両弐分差遣申候 今昼後平兵衛殿被参、 お添殿存寄弥相違無之哉之旨承り被

〇~十一日 たされ候。(67オ) 〔割書・申晴〕

) ~十二日 〔左傍書・酉晴〕

お添殿より肴一折参り候。右はおつた引とり候挨拶に候。

今日初月忌に付、 墓参いたし候。 おそへとの、

) 个十五日 今日石塔立候に付、石や召連深光寺へ参り、日暮に帰宅いた 子晴

参詣いたし候。

し候。代金壱両弐分、石や喜十郎方へ拂遣申候。

遣申候。是は葬礼の節石塔引起し候よし、 候に付、差遣申候。外に百文はめうか谷の石やに酒代として 申候。是は昨日石塔立候節、土片付させ、 今日三十五日に付、墓参いたし候。深光寺男に百文酒代遣し 二十六日 深光寺納所に相渡申候。 に不申付、町内石やに申(67ウ)付候間、酒代遣し呉候様に申 丑晴 此度は石塔右石や 跡の掃除いたさせ

たし候。香奠百文持参いたし候。お「、鎮五郎も同断参詣お添殿香奠百文持参被致候よし。お百、鎮五郎も同断参詣

Įλ

たし、夕方帰り申候。一、昨夕おひで、房五郎召連参り一宿いたし、今日同断墓参い

候処、 候段、 、此節に至り、お添殿又々おつたを手放し候事を迷惑に被存 乳母も差置候処、又候右体不始末之儀被申候に付、 事を御心にかけさせられ、御心中御恩愛之程奉察候に付、 申候に付、 簡違之由、 放し難被成候はゝ、無是非候間、 留へ参り、お添殿へ段々理解申含候。夫とも達而おつた御手 昨夕平兵衛殿養母被参、其段被申聞候に付、昨夜清右衛門堀 殿よりも段々異見申来候へとも、兎角に了簡無之難儀のよし、 被申聞候へとも、(68オ)女中之儀に付何分弁なく、 殿へ被申遣候。依之平兵衛殿重々熟談之上、清右衛門方にて 込候訳は、 は随分御返し可申候。 いつれにも自分手に付育申度候間、 〈〜の間違有之、 右体不始末之事被申候由、 抑此度清右衛門困窮之中にて、おつた引とり養育可致と存 くはしく申聞、 今朝お添殿、お秀同道に而清右衛門方え被参、誠に了 おつた事はとりわけ御不便に思召、 何分おつた事世話いたし貰ひ度、 其儘にて相済候。 臺右衛門様一体御子縁なく、両度迄子供を御なく 否哉明日迄に挨拶致可被下段申置帰り そのかはり已来於拙者御世話相成不申 (89)万事女中之儀と申、 乳母には暇遣し、 とり戻し呉候様に平兵衛 跡に而咄有之候。 堅く無相違旨被 御病中もおつた 色々理解 おつた事 糀町生田 いろ

同道被致候

候へば、只々丈夫に相成、成長の事のみを諸神へ祈候より外馬殊之外病身の生れに而、誕生前の今日迄いまたはひも不致思召を差斗ひ候而ケ様にいたし候。女子には有之候へ共、養思召を差斗ひ候而ケ様にいたし候。女子には有之候へ共、養思召を差斗ひ候而ケ様にいたし候。女子には有之候へ共、養思召を差斗ひ候而ケ様にいたし候。女子には有之候へ共、養思召を差斗ひ候而なし、血すぢにて相續可致存念に候。併おつたの故事解していたし、血すぢにて相續可致存念に候。併おつたる。 は、近、原、の事のみを諸神へ祈候より外事なが、は、いたに、に、は、いたに、に、に、は、は、の事のみを諸神へ祈候より外事ない。

今日おそえ殿御家中諸々へ礼に被参候。尤おつた事差遣し、(一八日)卯雨夕より晴(8ウ)

他事無之候。

だ一度も御押不被成候様に相見へ申候之間、 申御句を認申候。当夏雪碇子より御もらひ被成候石印 ひ、 咄置被成候三千歩集之發句帖え、 山氏〔細字・狐遊〕えも礼に参り候。且臺右衛門様御病中御 り候。其外松居氏〔細字・自得〕、 今日清右衛門、外さくら田吉岡氏 之下へ印をすえ、翌廿日木引町おひで方へもたせ遣し候。三 下へ押申候。清右衛門發句共に以上(70オ)六句、いづれも名 臺右衛門様御句は ~ さくら戸や月下に帰る人の聲 右四人之發句を乞、 豊田氏 〔細字・雪碇〕 〔細字・蘇山〕、 右之印を御名之 え礼にま 則認貰 いま

添殿方にて養育致させ候ては、

別段余斗之苦労かけ候上、

母方之恩のみ多く相成、往々おつた邪魔に成り奉公等も難

いたし候。 六七日に付、 はか参いたし候。 おそへとの、 おきく同断参詣

此間中楊庵様へも御礼に罷出申候。

#### へ九月廿九日 寅晴

處々へ差遣申候。 今日四十九日逮夜に付、 剛飯申付 〔割書・金壱分分なり〕、

伊藤半平殿 大重

幾田殿 長沢忠兵衛殿

番ばっおもせ様

鈴木三太夫殿 山田平兵衛殿

古同 人同

遠山傳左衛門殿

同

70 ウ

山本楊庵様 田口久吾殿 小重 小重

家主清五郎殿 **/ 松平玄蕃頭様御家中** 久吾殿姉川村平治殿内方 小!重 小一重 | 同人親類

[11]

いせや久右衛門殿 [i] ・有馬や与惣兵衛殿帰 中村や惣右衛門殿

候に付、 清兵衛殿は叔父之儀に付、 右十七軒は、先日而之挨拶なから差遣申候。 差遣不申候。 差遣可申候處、 其後悔之状も不参 四郎右衛門殿并

、今夕お添殿方にて茶飯被致、 清右衛門方へも来る]。

人々振舞被申候〔右傍朱書·

三百文

おきく 三十九

百七十九文

、清右衛門方に而團子したし物いたし、 万遍修行いたし、長屋之内儀達を招き、 茶を振舞申候。 今晩出家一人招き百

出家へ差遣し候。但團子之米弐升は昨日お添殿方に而洗ひ、 へ殿、 おきく挽候て差越申候 平兵衛殿養母、 久吾殿老母も被参候。(71オ)布施百文 おそ

> 并鎮五郎、 今日四十九日に付、墓参いたし候。 より香奠百文つゝ持参いたし候〔朱割書・但おそへとの少々 おきく、 右同断参詣いたし候。おそへ殿、お百方 おそへ殿、おつた、 お百

遅く夕方参詣被致候。おきく、おつた同道〕。 先達而三十五日前に石塔立候處、下敷之石低く候間、下敷

候に付、今日之間に合不申、依之百ケ日迄にいたさせ候積に

石直し可申と石やえ申付置候処、此節石や方いそかしく御座

申付置候。代銀廿五匁かゝり申候。 今日病死後勘定いたし候處、左之通。(71ウ)

弐百文 三百文 人棺/節 松石開へ掌葬礼が節 百文 外の用

五十文 穴ほり酒代

百文 一大変と

弐百文

(石やとも西代

金弐朱

宇八殿妻

初七门逮夜 布施

深光寺

四百十六文

金両式分と 壱〆三百卅弐文 陸尺五人

鮮い節

百文 三百五十文 使三人へ同 石塔代 **葬礼**旗

百文 金壱分 骨布施 白剛飯

(72 オ)

お添殿被差出候 半中殿より壱分香羹に 上より三分様下候金子有之

先達而参娱会子有之候

壱両は

内

弐朱と六百四十八文は

五十文

道名間立かへ一続代

三百文

三両三分と五〆六百廿三文

○△十月朔日

卯晴

引残而 弐両弐分弐朱と

四〆九百七十二文 清右衛門差出

表分と 六十四文 を分と 八百四十一文 金壱両三分也 かし候復着 乳母取替

L1 つれも 清右衛門差出申候

弐両弐分九百文

此内 五両弐朱と五〆八百八十壱文 金弐両也 おひでより借用 三太夫殿より當暮迄借用 清右衛門差出候金高

、臺右衛門様御[不]如意には被成候へとも、別段御借金等も 無之候。尤御衣類等余所え御預け置被成候。此金高元金凡拾 清右衛門才覚之分也

七両弐分、元利金共廿三両余に御座候。内四両壱分弐朱余は

糀町いく田殿より御借用被成候に付、

追々返し(73オ)呉候様

極申候。

たし候。依之一統相断、かたみは差出し不申候。 添殿分金四両余有之、此内弐両壱分清右衛門差出、衣類六品 に申来候得とも、色々才覚いたし見候ても、此節萬事一人に 右を壱両三分弐朱之質に預け、残り壱分弐朱清右衛門都合い 而引請候事故、中々才覚難相成、無據此儀は断に及申候。お おそへとのえ差遺候。尤臺右衛門様夏物御衣類有之候に付

、久吾殿儀は萬事世話に成候事故、青梅古袷一ツねまきに致 門方より何ぞ見繕ひ差遣候筈に御ざ候 候様と申、 おそえ殿より差遣申候。 おきくへは追而清右衛

ウ)清右衛門方より追々為相済候積に御座候。

、此外七月より之買かゝり、凡壱両余も可有之候。

是は(73

、臺右衛門様御死後、御有金弐部余程御座候由。是は小遣に ん召古き小袖壱ツ、同もめんかつぱ壱ツ、お添殿へ遣し申候。 百三十弐文に而傘壱本取り、 内六匁一分清右衛門方え預り有之候処、傘無之候由に而、 相成候。此外少々宛之香奠は小遣としておそえ殿へ遣し置候。 お添殿へ差遣申候。此外御ふだ

持は此方へは受取申さず候。

、永々之事に而、お添殿保養に相成候事も無之、其上壱人つゝ

、先月おつた引取候へとも、堀留人出入多に有之候間、御扶

之外案し被申、先主糀丁織田大膳様にも厚く御世話有之、早 し被申候に付、 衛殿へ引とり、五六日も過候はゝ直にこうし町え上り申度よ 里へ引とり候と申事も難相成候へとも、先逗留分に而、平兵 く上り候様に被仰下候由。いまた養子願も不差出候内に候間) 人付居り候事故、物入も多有之、(74オ)并実母幾田殿にも殊 此間平兵衛殿にもかけ合に被参、弥其積に相

、先月廿五日清右衛門、はま町半平殿、平兵衛殿え先達而中 ) ~ 十月二日 付、十月二日三日頃引取申度旨被申聞候。 より之礼に参り申候。其節平兵衛殿えおそへ殿事かけ合候に 辰曇昼後より晴 (74 ウ)

故か少々相勝不申、里に而も殊之外案じ候間、暫くの内逗留 今日清右衛門、高橋半右衛門殿え参り、 に御座候へは、 に差遣し、保養為仕申度奉存候。尤いまた養子も相願不申儀 御長屋〆切にいたし置候も恐入奉存候。依之 お添事久々心労仕候

長く様ことのな賃申戻。としていっていまりませんである。そのな賃申、申み候段、おきくへ申含置候。門助殿へは久吾殿よりはなし被被申候。夫より久吾殿へ参り候処留守に付、何彼之儀相たの有之候はゝ、可然御沙汰可被下旨申候。半右衛門殿承知之旨其間は私妻子を留守居に差遣置申度奉存候。御同役中御噂も

一、今昼、お添殿道具を糀町幾田殿[方]へ差遣し申候。尤平兵人等かり申候節、是迄之通世話たのみ候段、申置候。呉候様にたのみ置申候。字八殿へも(75オ)参り其段を申、御

も参り見送り申候。

別段清右衛門方より手紙差添、

平兵衛殿

一 簞笥 壱棹 一 たらひ 弐

つゞら 壱 一 きやうだい

壱組

わん箱

#vs 右之通、持人四人にて小さなるものはつり臺にのせ差遣し申

、今夕お添殿、暇乞なから蕎麦をとり、おきく夫妻、清右衛(

〇二十月三日 巳晴

り候。

門夫婦、宇八殿内儀をまねき、酒被振舞候。

刻仙右衛門殿をはじめ、近所心安き處へいとま(76オ)乞に被臺右衛門程用に立候役人は無之、惜しき事也と被仰候由。同愁傷之思召候由。 殿様御意には、役人も多く有之候へ共、今日お添殿 奥え御礼に被上候。 殿様御部屋にも殊之外御

、今昼お添殿、平兵衛殿養母同道にて清右衛門方え被参、一参候。勿論養子被 仰付候節は、又々被参候様にかけ合置候。

、 ゴノ寺真のたへ及、平兵新投棄引引着こて濱丁平和被申候。清右衛門方より上田一束差進申候。

え被参候。おきく、今朝より参り世話いたし申候。清右衛門、七ツ時頃おそへ殿、平兵衛殿養母同道にて濱町平兵衛殿方

御揃弥御荘健被成御暮(76ウ)珍重御義奉存候。然は兼而御手紙拝見仕候。一昨日は乍早々得貴意大慶仕候。其儘遣し候。返事写。

御叮嚀之御紙面、前後御用多可被成御座奉推察候。誠に被下置、萬事都合宜段、別而御陰故と大慶奉存候。段々之儀とも、千万忝仕合奉存候。其御役人中えも内々御噂御掛合之通、今日おそへ義逗留に被遣、誠に段々御世話

候。爰元(77オ)母お添同様宜敷御礼申上候様申聞候。萬折節當番中大乱文御用捨可被下候。御家内様えも宜奉頼萬端御陰故と千万忝奉存候。其内以参御礼可得貴意候。被入御念候御儀に奉存候。且道具も昨日糀丁へ被遺候由、

(75 ウ)

十月三日

段

|貴面可申上、早々申残し候。以上。

お百も日暮に参

一、右に付、[今夕より]お百、子供三人、并おつた乳母共、漁沢清右衛門様 山田平兵衛

有之候。其外は万事清右衛門方よりまかなひ申候。仙右衛門方に而は茶斗焚申候。十月御扶持壱人扶持、ほりとめに残り事は三度/\お百方よりこしらへ、日々運ひ申候。清右衛門留え差遣、留守為致申候。此節清右衛門一人に而罷在候。食

之乳のみ引受、 殿帰府後養子之儀被 (77ウ)積に候。 此節子供日々宿へ帰りたがり、 なじみなき屋敷え参り居候事故、 仰付候迄は、 お百ほりとめに差置 其内にも弐人 お百も殊之

外困り申候

、一体おつた乳母半ちゝにて抱候間、乳も少く有之候へとも、 乳沢山に相成候様にと、九月廿五日清右衛門おつた乳母同道 に而、雑司谷鬼子[母]神え参詣いたし、御願かけ御伝米いたゝ お百ちゝ沢山に付、昼の内はお百乳も折々給させ申候。

ざうり取にいたし候。右之御陰故か(78オ)追日て乳母のちゝ 育候様にと、鬼子母神より御草履かり請参り、五ケ年か間御 七日が間かゆにいたし乳母に給させ、 并おつた事丈夫に

も相應に出、皆々歓申候。近日又々参詣いたし候筈に御座候

~ 十月八日 戌晴

も安否相尋文遣し申候。(78ウ) りお百方へ一両度[文]参り候。 方へ参り、 置不申候。一両日已前、おきく事も安否承りなから平兵衛殿 殿留守之よし、返事申来候。 儀も無之、堅勝に有之候由。 今日平兵衛殿方え手紙遣し、お添殿安否尋申候。 [お添殿え]對面いたし候よし。 今日は西丸下迄被参候而、 用事にも無之候間、 おきく参り候節 此間中おそへ殿よ 何の相替候 お百方より 返事は写 お添

今日平兵衛殿より使参り、明十一日お添殿糀町織田様へ上ら 候よし申来候。 子晴朝[大]風 手紙之写。

~ 十月十日

珍重奉存候。 今日も快晴、 御同意奉存候。 随而先頃おそへ逗留に罷越候節は、 被成御揃弥御荘健被成御暮 何角御

> 度候。 の義、 申、彼是御心遣ひ誠に察入候。猶貴顔万々可申上候。早々 被成御座奉存候。 乍憚宜奉頼候。嘸御家内御留守に而、 留御詰越、誠に御苦労奉存候。 段不及其儀候。其内以参委細得貴意候。御家内様にも堀 留分差遣申候積御座候。 と心掛候処、 従是は其後御無音のみ打過候。今日彼是御礼なから参上 も御尋被成下、 世話とも相成忝奉存候。其節も段々御丁嚀御紙 相伺申候。お蔦弥(79オ)丈夫に有之候哉、 旁御咄なから、御安否伺度参上と存居候處、 彼是御案し被成、御尤之儀故、 扨はお添儀も兼而御咄申上置候通、 折節主用出来、難罷出候に付、一寸御世 毎度~~御深切之御事とも、 おつた事も日増に御世話(79ウ)まし可 生田殿よりも何卒早く遣候様と 弥御別条も無御座 万事御不自由に可 明日差遣可申奉存 先つ糀丁へ逗 乍序御樣子承 忝奉存! 面 前文之

申残し候。以上。

十月十日

尚々、母はしめ何れも宜申上候様呉々申聞候。以上。 瀧沢清右衛門様 山田平兵衛

右に付、 おきく方へ文参り候へ共、 相應之返事差遣し申候。 取込に付是より返事可申 此外お添殿よりおひやく、 入旨

○ へ〔右傍書・十月〕十二日 今日御命日に付、 右衛門方より申遣 深光寺へ参詣いたし候。 心候。 寅

今日お百事妻乞稲荷へ、 〔右傍書・同〕十三日 おつた同道にて参詣いたし、 卯晴(80オ)

眼の

に付、お百参詣之節お添殿同道いたしくれ候へと臺右衛門様様御存生之節、妻乞稲荷へ願請かけ可被成旨、清右衛門申候かけ申候。おつた事一体眼の性あしく候に付、兼々臺右衛門

の加持うけ願かけ[候]。翌十四日もおきく同道にて、おつた此節やう/〈日からも立候事故、今日おつた同道いたし、眼被仰候處、其後いろ/〈多用に而、お百も参詣いたし不申、に付、お百参詣之節お添處同道いたしくれ候へと臺右衛門様

### 十五日 巳晴

妻恋え参詣いたさせ候。

猶又子供息助のため参詣いたし候。候處、此節に至りちゝことの外出申候に付、御礼参りなから、候處、此節に至りちゝことの外出申候に付、御礼参りなから、かや(80ウ)鬼子母神へ参詣いたし候。先日うばちゝの願かけ今日おつたうば、お百、子供三人同道にて、清右衛門ぞうし

### 廿五日 卯晴

申候。其後久吾を以度々催促いたし申候。とり込に付、近々親類中相談之上挨拶可有之筈に付、罷帰りとり込に付、近々親類中相談之上挨拶可有之筈に付、罷帰り、後子之事相たのみ、何とそ差急き申度旨たのみ申候。いまた養子之事相に、仙右衛門殿帰府被致候に付、翌廿三日一寸悦ひ去る廿二日、仙右衛門殿帰府被致候に付、翌廿三日一寸悦ひ

## 廿七日 巳晴(81オ

申候。其後日々さし込引付申候。是は夏中より久々催し候事参り不申、翌廿八日夕高倫見廻被申、則今日よりせん薬相用殿へ夜中使を遣し、見廻之儀たのみ遣し候へとも、いつれもに付打驚き、早速参り候處、程なくおち付申候。楊庵様高倫今夕五ツ時過、おつたむしけにて差込つよく、急に引付申候

にて、全く脾疳の症のよし、

甚六ケ敷旨医師被申候。

### 一 廿八日 午晴

殿へは、はま丁よりしらせ申候筈に付、此方よりは別段人遣候。尤今朝はま町へしらせ遣し申候。こうじ(81ウ)町おそへ平兵衛殿養母、見廻に被参候。半平殿よりも二男見廻に被参

一 十一月朔日

申晴

にも有之候へは、いづれ御人少之時節にも候に付、御近習体願候様に仰有之候へとも、娘事もあまり幼少と申、殊に病身日善殿様御意には、臺右衛門養子之儀、かねては幼年之者を仙右衛門殿次男千代吉殿養子之儀、大方熟談も及可申處、今

依之清右衛門かねての存寄とは(82オ)大に手筈間違申候。よしに付、仙右衛門殿二男養子之儀は無是非断に及び罷申候。

をも可相勤、

年かさのもの相續養子に相願候様に御意有之候

二日 酉朝[雨]曇

おち付不申、ことの外難義いたし候。折節和田良庵殿被参候ろ〳〵灸治等いたし候へとも、引付さし込つよく、小半時程今日八ツ時、おつた又々さし込引付候に付、さつ速参り、い

之候。右に付、こうし町おそへとのへもしらせ遣し申候。候へは、よう〳〵おち付申候。一体両三日もどし候きみも有に付、さつそくたのみ、處々へ灸点おろし、灸治沢山いたし

三日 戌晴

一 四日 亥晴 尤はま町平兵へ殿へもおつた様体しらせ遣し申候。 今日おそへ殿被参一宿いたされ、翌四日帰り被申候。(82ウ)

今日木挽丁へ参り申候。右は三太夫殿二男房五郎を大右衛門下上・『光田

相談いたしおき候に付、 様御養子にいたし、柳生様御やしきにて名跡立候積にかねて 今日弥無相違之旨、三太夫殿と對談

いたし罷帰り申候 六日 丑晴

今夕平兵衛殿方より医師両人被差越候。 いつれも見立同 混元丹と申

様

丸薬一包くれられ候に付、 やくは高倫殿薬相用申候 薬はもらひ不申、其内白銀丁弁内と申医師、 (83オ)日々相用申候。

やはりせん

七日

滞留分にて、跡は〆切り置申候。此節おつた病気之處、 今日家内不残堀留を引払ひ、 此方へ罷帰り申候。尤 上へは 手放

清右衛門方へ引とり、 無是非みな/〜罷帰り申候。尤持仏位牌等は今日より(83ウ) と存候へ共、此節に至り中々急には養子も有之ましく体に付、 みなく、帰り申候。 れおり候ては万事不都合之上、 留守居無之ては甚不自由、かた~~手都合あしく候に付、 かねては養子被仰付候迄も家内差置可申 日々御回向いたし候事。 近日清右衛門行事になり申候

今日平兵へ殿養母見廻に参り被申候

十二日

今日御命日に付、深光寺へ参詣いたし申候。

は少々快方に相見へ申候

世二日

今日百ケ日逮夜に付、茶めしいたし、法隆寺と申旅僧をまね き回向をたのみ、 今日おきく、 讀経いたし申候。尤位牌も今朝出来参り申 おかよをつれ参り、茶めしふるまい申候。

> こうじ町おそへ殿よりせんべい少々もたせ、 おつた病気見廻

之使被差越候。(84元)

廿三日

午夜前より大雪

て、道もあるきにくゝ御座候。 しらへ、それへ代々の法名を書しるし、深光寺へ納め申候。 今日百ケ日に付、深光寺へ参詣いたし申候。尤大位牌壱ツこ おきくも深光寺へ参詣いたし申候由。今日は夜前より之雪に おそへとのは他行いたしかた

臺右衛門様御病中御深仰被成候地蔵尊の御影、 きよしにて、参り不被申候

奠百文持参いたし申候。(84ウ)

書とめを折表具に致し、

昨日出来参り申候。

今日深光寺へ香 并御病中之御

廿四日

今日おひで参り申候。

尤深光寺へも墓参いたし、

今日おつた誕生日に付、 帰り申候。 あかの飯いたし祝ひ申候。 灸治は今 尤此節は

以日々すへ申候。 さし込引付等は相止み候に付、先つ安心いたし候。 清右衛門、 忌後も當月十四日に明け申候。

廿八日

今日久吾殿被参、

臺右衛門樣御名跡之義、

當時山口樣御玄関

依之おつた誕生いはひ申候。

おつた事、

此節

へは、 候。是は何も望みは無之候へとも、 夫婦ぐらしにて被居候〕、 取次を[勤候]飯野斧右衛門と申仁(85オ)當年三十二才 (割書・ 後々人へらし等有之候節も末長く落付おり可申 此仁名跡に成り申度由談合に被参 一体重役之名跡にも成候

御取扱ひも違ひ可申事故、名跡に成りおり度よしに候。

七ツ時頃罷

所々より名跡之人申参り候へ共、 り物等に望みも無之候はゝ相談いたし度旨、 其儘に打捨置申候。 此斧右衛門は同家中之儀にも有之、 清右衛門存寄にも叶不申 久吾殿を以 ゆつ

はゝ へとも、 申候。 何も役には立不申候へとも、世間の外聞にも相成、 模も無之、尤此方厄介借用金等は決而苦労にかけ申ましく候 \*\* 仙右衛門殿被申候よし。 右衛門様名跡に成候ても、當時宛行増候義にも不被致候旨′ 合もらひ申候。尤内々仙右衛門殿へもうけ玉はり合せもらひ 相談いたし可申旨申遣し候。 右斧右衛門、 外にゆつり物等はいたし不申候。其段にて承知に候 當時 然れは誠に名跡と申斗にて、 (850)六両弐人扶持之由、 是は誠に名跡と申斗にて、 たとへ臺 又瀧沢を 外に規\* いかけ

申候。 今日迄之始末、 夫より直に本所四郎右衛門殿へ参り、 おき申候。右序に木挽丁房五郎を臺右衛門様(86ウ)養子に 半平殿へも参り候處、 日おつた見廻之手紙も被差越候へとも、 今日はま丁平兵へ殿へ、 柳生様御やしき内にて跡立候事風聴いたし申候。 かた~~挨拶なから寒中見廻もかねて参り申候。 くはしく物かたり申候。 半平殿御夫婦とも留守故、二男へ咄し 名跡之事はなしなから参り申 臺右衛門様御病中 留守にて返事遣し不 四郎右衛門殿、 候。 序に より 先

> 不申、 旨申訳被致候。今日は遅く相成候事故、 委細四 郎右衛門殿より通達有之候筈に御座 清兵へ殿へは 立 より

五日

承知之旨、 になりおり候へは、人へらし等有之節も心遣なく、 れにても随分宜敷被申聞候。 右衛門殿内意被申聞候に付、 たとへ名跡に相成候とても、 可然旨被仰候由に御座候。 西田氏迄承合候処、又々内々に而其段殿様へ被伺候處、 今日久吾殿へ参り、飯野斧右衛門え面談いたし、 双方熟談い 候 たし候。 依之近日願書差出し申候積。 其段斧右衛門え被申入候處 當時は別段に加増も無之由、 いつれ當人存寄は、 (87オ)依之久吾殿より内意を 重役之名跡 名跡之義弥 永くおち 随分 そ 仙

付申度心願之よし御座

八日

酉曇昼より雨

オ)候つもりに御座候。 談首尾いたし候はゝ、

柳生様にて名跡立候事故、右之段に取斗申候。

山口様にての名跡は此仁にいたし(86 誠之養子は三太夫殿二男房五郎をと

家の面目にも有之候故、

相

十二月朔日 ^極め置候間

寅晴

夜前五ツ二分寒に入

名のり候もの一人もふへ候へは、

聞候。 成候事: 御給金、 候に付、二月より八月迄、 たのみ置申候。依之右之挨拶承りに参候處、 下候儀に御座候哉、 今日久吾殿へ参り候。右は臺右衛門様御給金少々も(87ウ)被 故 暮と三月出候間、 暮渡り之給金は出不申候よし被申候旨、 仙右衛門殿迄内々承り置くれ候様、 九月より正月迄之積りにて両度之 八月にてはてうど給金たけ御勤被 八月御死去被 久吾被申 兼 而

十一日 子

暗

今夕久吾殿被参、

88 オ

名跡奉願候覚

下書被為見候。

尤仙右衛門 斧右衛門名跡願、

|殿案文いたしくれられ候よし。

近々差出可申

由にて、

は足痛別而つよく一向に歩行成かたく、

夫故不沙汰に相成候

に被仰付被下置候様、 在候飯野斧右衛門儀、 而 瀧沢臺右衛門病中奉願置候名跡相續之儀 名跡可奉願相應之者無御座候。 若差支等にも相成不申候はゝ、 親類共 他名相續仕候而も不苦候者之由及 同奉願! 然處當時御屋敷相勤罷 候。 右斧右衛門儀名跡 依之此段申上 類 共 角

〔細字・午〕十二月

 $\mathbf{H}$ 

 $\Box$ 

|久吾

以上。

十三日 寅晴後曇

今日斧右衛門名跡願被差出候処、無滞被請取候(88ウ)よし、

久吾被申聞候。

十七日 午晴夜雨

八日悦びに参り、西田氏はしめ役人中へも礼に廻り申候。風聴に被参、并斧右衛門殿より鮮肴一折参り申候。依之翌十昨十六日斧右衛門殿儀、臺右衛門様名跡に被仰付候由、今日

十九日 申晴 1991年 1991年

今日鮮肴一折、斧右衛門殿へ遣し申候。

廿日 酉晴曇

當秋臺右衛門様御死去之節借用金之内壱両、三太夫殿へ返しに参り、則金子七両弐分三太夫殿より借用いたし候。今日、し置申候處、右之金子三太夫殿(8オ)用立被呉候旨に付相談今日木挽丁へ参り申候。兼而臺右衛門様大小之儀、お秀迄咄

廿三日 子晴 来参り候間、此代金拾六匁も払申候

申候。

并房五郎へ遣し候上下、

木挽丁へたのみ候處

此間出

今日仙右衛門殿へ参り、臺右衛門様御内借之金子七両弐分

被下、 尤右御上けへ御預け置申候大小は、 上ならては品下け申候儀不相成候段、 へ右内借之金子、當暮五両上納可仕候間 可被申よしに御座候。尤両三日已前、 六両一分、仙右衛門殿へ相渡し、證文通ひとも請取帰り申候。 割 右大小此節御下け被下候様、 内 両壱分は臺右衛門様御上納被成候よし〕、 御慈悲奉願候處 明日久吾殿迄(89ウ)相届 口上書を以仙右衛門殿 今日被申聞候に付、 残金は来春御請 菆

據今日金子皆納いたし候。

廿五日

寅晴

門様霊位へ委細のわけ申上候。

昨日久吾殿より大小うけとり罷帰

ŋ

則持仏

備置

右

よし、久吾殿被申聞候。(90オ) 名跡相續被仰付候間、扶助米二人扶持は當月切に而上り申候

申候。是はおつた薬礼并臺右衛門様御薬代に山本様と高倫殿其外道具や忠右衛門方へ払ひ申候。此代金壱両壱分余に相成此節臺右衛門様御長屋上け候に付、たゝみ建具鍋釜曲穴丈、

廿五日 寅晴。とへ差遣し申候。

春に成差遣し候積に御座候。 今晩斧右衛門殿被参、同人親類書被差越候。

此

方親類書

廿六日 卯晴

(ゆう)今日木挽丁房五郎へ、臺右衛門様御遺物差遣し申候。

其品々。

90 ウ

刀刀

藤

| 原家次

腰

腰

脇差 此大小は春右衛門様御不断替也

腰

具 本

巻

麻上下

鎗

家譜 是は臺右衛門様御認かけ置被成候を、 箱に入

此箱之内に過去帳一巻、 是も臺右衛門様御認可被成と去 我等書次き申候。

候を、 年三月過去帳御買置被成、 〔割書・葵御紋付袋入 我等うつしとり申候。 軸すいせう〕、 御多用故いまた白紙に而有之 先祖興也樣書写之阿弥陀経 臺右衛門様御手

跡二通 并御同人印鑑。 (91 オ)

松魚節

金三百疋

懸物

**春右衛門様御直筆願**尺也

御所持隣松筆三幅對のかけもの差遣し申候。 右白木之臺二ツへのせ遣し申候。尤三太夫殿へも臺右衛門様 預け状、三太夫殿へ差遣し申候。左之通。

譲り渡申腰物之事

Л 加州藤原家次 長さ三尺五寸程

の馬、 拵赤銅、 柳川直政作。(91ウ)目貫、 波之彫、 金覆輪。縁頭、 赤銅金花葵。 赤銅七子、 金

長之後御渡被遣可被下候。為後日譲渡證文仍如件。 え譲り遣申候。尤當人幼少に付、 右之刀、 瀧沢臺右衛門所持致し来候処、此度瀧沢房五郎 切羽鎺、 鵐目、金着せ。鮫柄黒糸、 貴殿御預り置被成 鞘爐色。 成

寛政十戊午年十二月廿六日

瀧沢清右衛門

鈴木三太夫殿

源解 印 (花押)

92 オ

預け置申腰物之事

貞宗〔細字·但無銘〕 長二尺四尺程

拵鰐赤銅、 後藤光倫作。 波の彫、 目貫、 金覆輪。 赤銅に金の野馬。 縁頭、 赤銅に波之 切羽

鵐目、 金着せ。 鮫柄黒糸、 鞘爐色。

貴殿へ御預け置申候。後来拙者方入用之節は御返し可被 右之脇差、 拙者親共所持いたし来候處、 此度御相談之上

下候。 為念添状仍如件。

寛政十戊午年十二月廿六日 瀧沢清右衛門

印

幅

臺

右之通もたせ差遣し申候。尤三太夫殿よりも脇差預り證文一 鈴木三太夫殿

通被差越候へとも、夫には及ひ不申候に付、證文は返し申候。

殿へ[添]書状いたし遣し申候。全く自分身に付候心底無之候。 金子返済之上、脇差は房五郎へゆつり可申存寄にて、三太夫 かたに預け置有之、其金子を三太夫殿よりかり請候事故、右 相成候房五郎へ大小ともに譲り遣し可申処、右大小は高金の 体臺右衛門様、年来御心かけ被成候大小故、 いつれ養子に

廿七日 辰(93オ)

依之三太夫より被差越候證文は相返し申候。

申処、 今日三太夫へ人遣し申候。 取込に而取おとし申候間 右は金子借用證文、昨日差遣し可 もたせ遣し申候。 證文左之

借用申金子之事

## 金七両弐分也

取

ல் 儀

は

其度々臺右衛門様御位

牌

へ申上候

而 取斗

申 候

に御座候。 右之金子此度無據入用に付、 金子御入用之節は早速返済可申候。 致借用忝請取申候処、 為後日仍 実正

寛政十戊午年十二月 瀧 沢清右 衛門

而如件。

(三行分空白

93 ウ

印

則払遣し申候。 分余有之候由 臺右衛門様、 當夏中御屋敷内にて御とり被成候炭薪代金 仙右衛門殿、 半右衛門殿より被申越候に付

、先日こうじ町お添殿へも、 に養子房五郎事申遣し申候。 たし候間、 赤飯もたせ遣し申 斧右衛門殿名跡に相成候事、 候。 當月十五日、 其後おそへ おいう髪置内祝 一殿よりも使被差 并 V)

し申候

み、

生様両御屋敷に而立ち、 右之段に而一 件あらく、片付、臺右衛門様御名 殊に年来御心労被成候波の鍔大小請 跡山  $\Box$ 様 柳

越候。猶又其後平兵へ殿も被参候。

94 オ

今以同扁にて、 にて家相續いたさせたき心願に御座候。 しく被申、 つた達者に成長いたし、 養子房五郎へ譲り遣し、先一安堵いたし候。 是のみ心痛いたし候 此節は手足少々むくみ有之、醫師も甚むつか 往々養子房五郎妻にいたし、 然れ共、 おつた大病 以上は 両血 筋 お

被参長熟談いたし、

四月二日おそへ殿はま町平兵へ殿方へ下

臺右衛門様兼而御うつしとり可被成と御 五文払ひ遣し申候。 只々此上は瀧沢の家門繁栄をのみ祈り申候。 遠山氏へたのみ、此節漸(94ウ)出来参り、 先是にて大概御存生之御宿志は相果し申 かり置被成候雪碇筆 筆料は八百拾 尤万事一件

候。

依之五月一日金壱分、

小立ひとへ物壱、

おそへ殿へ遣し

寛政十一己未年正月松之内、 追々相應之もの見繕ひ(95オ)[遣し可申候]存寄に有之候。 廿七日廿八日之内、 仏具等少々わけ遣し申候。并に其寧筆之かけ物、 唐さらさ御提もの、為遺物斧右衛門殿え差遣し申候。猶 前夜被申聞候。 斧右衛門殿深光寺 依之臺右衛門樣御位牌并御両親御位牌、 お蔦以之外不出来に而、 へ参詣被致候積り之よ 七子御算紙 一日に

月末にいたりよ程快方に相見へ、引附せはりはをかむ事相止 三四度つゝ引附け有之候処、 少々ふとりもつき候様子に付、 十五日過より引附候事相止、 三月にいたり月代そり遣

二月十八日、うば宿あさぶ六本木七左衛門と申者参り、 はり置附次第、 永之暇相願申候。 追而いとま遣し可申旨挨拶いたし遣候。 右は在所へ引越縁附たきよし申候に付、 か 67

平兵へ殿へ相談におよひ候へは、 右に付、 に而養育いたし度由被申候而、 Ų) ウ)急にかはり之うはも無之、 かゝ可有之候哉といろ~~心労有之候間、 かはりも相尋候へ共、 殊にちゝかはり候はゝ、又々 三月節句前お添殿此方へ一寸 おつた事病身に付、 いつれにもおそへとの手元 其段おそへ殿并 中々 95

宿いたされ候よし、 ま遣し申候。 へ殿方へ遣し、うばも一宿いたさせ、 清右衛門方よりも折々心附け遣し可申候筈に有之 尤平兵へ殿方にて、 しらせ参り候間、 おそへとの并おつたせわ被 同月五日にうば儀 同日夕方おつたをおそ

参候。木挽丁おひで、おきく共に先日はま丁平兵へ殿へ参候にて十二日仏参いたされ候よし。同日清右衛門方へも一寸被五月十一日、おそへとの、おつた、おきく方へ被参、則一宿申候。おつた(96オ)先快方之様子にて、一同安心いたし申候。

及承候。

[割書・此節出奔はおしかくし、病気引込にいたし置候よし]。門事出奔之由申来候間、おとろき早速参り久吾と及相談候問事出奔之由申来候間、おとろき早速参り久吾と及相談候右衛門様黒ち絽肩衣〔割書・山口様御紋付〕、斧右衛門へ遣右衛門様黒ち絽肩衣〔割書・山口様御紋付〕、斧右衛門へ遣る跡斧右衛門妻、不埒之儀有之候よしにて、當正月下旬離一、名跡斧右衛門妻、不埒之儀有之候よしにて、當正月下旬離

人親類引請候筈に候。つもり、久吾殿と相談いたし候。尤斧右衛門身分之儀は、同つもり、久吾殿と相談いたし候。尤斧右衛門身分之儀は、同臺右衛門様御名跡之儀は又々追而奉願度旨、近日願書差出候、斧右衛門事多病に付、奉公難相勤候に付、永之御暇奉願、

96 ウ)

、扨々なま中なることいたし、斧右衛門不埒、臺右衛門様御

没後之御顔を汚し、後悔千万残念之仕合に候。しかし実之養

願可申旨、是又被申渡候よし、久吾殿被申聞候。、其後斧右衛門、願之通被申渡候。尤名跡之儀は追而人見立

子は木引丁にて相續有之候故、

少々は安堵も可有之候。

果申候。依之翌早朝送葬、深光寺へ遣し申候。法名秋夢童女而参候様、呼に被越候間、即刻参候へは、もはや申の刻頃相、八月十四日、山田平兵衛殿、おつた不快別而不出来之由に

寺への付とゝけは清右衛門より遣申し候〕。(後表紙封面)〔割書・送葬之物入は、葬具人足は山田氏より出し被申候。

注

- (1) 前回、羅文の俳友・遠山伝左衛門の俳号を「孤遊」と書字した(十九丁裏・36頁)。これは『吾仏の記』巻一(六十六丁表)等の(十九丁裏・36頁)。これは『吾仏の記』巻一(六十六丁表)等のも「狐遊」と翻字した
- (2) 次行、「○二日」を朱で見せ消ち。
- (5) 以上の表中、名前の上の「・」や「(」は全て朱筆。日記事に続けて割書されているが、書式を統一した。
- (6) 次行、「一 五日子雨」を墨滅。
- )本半葉十二行

翻刻本文における不審箇所など、ご指摘いただければ幸いです。